

# 特別養護老人ホームハートフル竹原中央重要事項説明書

<令和6年4月1日>

## 1 事業者（法人）の概要

- ①名称・法人種別 社会福祉法人 仁寿会
- ②代表者名 理事長 山下 由喜子
- ③所在地・連絡先 (住所) 広島県竹原市中央三丁目 10 番 14 号  
(電話) 0846-23-5111 (FAX) 0846-23-5355

## 2 事業所（ご利用施設）

- ①施設の名 特別養護老人ホームハートフル竹原中央
- ②所在地・連絡先 (住所) 広島県竹原市中央三丁目 10 番 14 号  
(電話) 0846-23-5111 (FAX) 0846-23-5355
- ③事業所番号 3470700414
- ④施設長の氏名 黒本 英二

## 3 施設の目的及び運営方針

### ①施設の目的

○社会福祉法人仁寿会が開設する特別養護老人ホームハートフル竹原中央（以下「施設」という。）は「真心をこめてケアを行いお客様とともに歩む」を理念にして、指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### ②運営方針

○お客様一人一人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてお客様が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう目指す。

○明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

### ③その他

○施設サービス計画の作成及び説明

- ・担当の介護支援専門員が、お客様の希望を踏まえて、施設サービス計画書原案を作成します。
- また、ご契約者及びその家族様に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

○地域との連携

- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

○従業員研修

- ・年 12 回の研修を行っています。

## 4 施設の概要

①構造等	○敷地 2,120㎡ ○建物 ・構造 鉄筋コンクリート造 4 階立て ・述べ床面積 4,275.43㎡ ・利用定員 特別養護老人ホーム 50名
②居室	○一人部屋 50室 1室あたり約 13.5㎡ ○備付 電動ベッド、チェスト、大型クローゼット、洗面台、ナースコール、カーテン
③主な設備	○共同生活室 5室 319.8㎡（一人あたり 6.39㎡） ○浴室 2階：特別浴槽 2台設置、3階：特別浴槽 2台設置 ○医務室 1室 9.60㎡

5 事業所の職員体制及び職務内容は【別紙】のとおりです。

## 6 介護老人福祉施設のサービスの内容と費用

### ①介護保険給付対象サービス

○食事

- ・食事時間 朝食 07:30～09:00、昼食 12:00～13:30、夕食 18:00～19:00

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とお客様の身体状況に配慮した食事を提供します。
- ・医師、管理栄養士、介護支援専門員、看護師、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切な食事サービスを提供します。

#### ○入浴

- ・週 2 回の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

#### ○排泄

- ・お客様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

#### ○その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・快適な生活が送れるよう、整容、着替え等の援助を行います。

#### ○機能訓練

- ・機能訓練指導員によりお客様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

#### ○健康管理

- ・嘱託医師による週 2 回の診察日を設けます。診察日以外でも心配なときはいつでも診察を受け付けます。
- ・協力医療機関による年 1 回の検診により、お客様の健康管理に努めます。
- ・外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。

#### ○重度化への対応

- ・重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応する観点から、看護師の配置と夜間における 24 時間連絡体制を確保します。
- ・医師が終末期にあると判断した場合について、医師、看護師、介護職員が共同して、ご本人又はご家族の同意を得ながら看取り介護を行うことができます。

#### ○相談及び援助

- ・お客様とその家族からのご相談に応じます。

### ②費用

- 介護保険の適用がある場合は、原則として下記の金額がお客様の負担額となります。お客様負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

- サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

- 料金表は【別紙】のとおりです。

#### ○入院又は外泊時の費用

- ・要介護状態区分にかかわらず、1 日につき 246 円。ただし、1 月につき 7 泊（6 日分）を限度とします。
- ・月をまたがる場合は最大で連続 13 泊（12 日分）を上限とします。

### ③介護保険給付対象外サービス（利用料の全額を負担していただきます。）

- 理髪・美容 毎月 2 回（第 2・4 曜日）理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。

（利用料）理美容サービス 1 回

カット：1,800 円、顔そり：1,300 円、シャンプー：1,300 円、白髪染め：3,000 円

パーマ：4,200 円、白髪染め+カット：4,200 円

- レクリエーション行事（実費をご負担いただきます。）

主なレクリエーション行事：生花クラブ、川柳クラブ、習字クラブ、料理教室、法話会、喫茶等

※参加されるか否かは任意です。

- 特別な食事（要した費用の実費をご負担いただきます。）

ご希望に応じて特別食のご用意が出来ます。

- エンゼルケア費：10,000 円（死後の処置代、材料費、浴衣等）

### ④その他のサービス（無 料）

#### ○金銭管理サービス

別に定める預り金規程により、預貯金通帳、印鑑等の保管サービスのほか、公共料金等の支払い代行等サービスを行います。別途委託契約が必要です。ご利用されるか否かは任意です。

- 日常生活に必要な購入代行等（購入代金等実費をご負担いただきます。）

衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代行及び医療費等の支払代金をさせていただきます。

## 7 利用料等のお支払方法

- 原則として、料金引落としとさせていただきます。毎月 10 日に「6 施設サービスの内容と費用」

に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。ご指定いただきました口座より毎月26日に口座引落にてお支払下さい。※入金確認後、領収証を発行します。

## 8 秘密保持

- ①事業所は職務上知り得たお客様の及びご家族に関する情報を、契約期間中及び契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ②サービス提供のためサービス担当者会議及びサービス利用の際のサービス提供機関に対しても、お客様の同意なしに個人情報を提供しません。

## 9 苦情等の申立について

### ①お客様相談窓口を設置します。

- 窓口担当者 生活相談員 佐藤俊介 ○窓口責任者 管理者 黒本英二
- ご利用日 月曜日～金曜日 ○ご利用時間 8:30～17:30
- ご利用方法 電話:(0846-23-5111)、面接:(当施設1階相談室)、苦情箱:(ロビーに設置)
- 第三者委員 森崎豊彦(0846-29-2190)、向井登志子(0846-22-2325)

### ②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 苦情があった場合、窓口担当者がお客様(家族)に直ちに連絡を取り、事実を確認する。必要があればお客様宅を訪問する。
- いずれの場合も苦情を受けた翌日までに対応の具体的な方針を定め、窓口担当者が家族に説明する。
- 苦情の記録は台帳に2年間保管し、再発の防止に役立てる。

### ③その他行政機関その他苦情受付機関

#### ○竹原市役所 健康福祉課

所在地:広島県竹原市中央5丁目1番35号 電話番号:(0846)22-7743  
受付時間:8:30～17:15 受付日:月曜日～金曜日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日を除く。)

#### ○広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地:広島県広島市中区東白島町19番49号 電話番号:(082)554-0783  
受付時間:8:30～17:15 受付日:月曜日～金曜日(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日・30日・31日・1月1日・2日・3日を除く。)

## 10 非常災害時の対策

### ○非常時の対応

- ・別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

### ○避難訓練及び防災設備

- ・別途定める消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、お客様の方も参加して行います。
- ・スプリンクラー あり ・防火扉 ・シャッター 6個所
- ・避難階段 2個所 ・屋内消火栓 あり ・自動火災報知機 あり
- ・ガス漏れ探知機 あり ・誘導灯 14個所
- ・カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。

### ○消防計画等

- ・竹原消防署への届出日:平成16年9月22日 ・防火管理者:森澤英郎

## 11 協力医療機関等

### ①医療機関 病院名:こうの医院

所在地:広島県竹原市中央三丁目15番1号 電話番号:0846-22-2325  
診療科:内科、循環器内科、小児科 入院設備:無し

### ②医療機関 病院名:安田病院

所在地:広島県竹原市下野町3136 電話番号:0846-22-6121  
診療科:外科、内科、脳神経外科、消化器科、呼吸器科、循環器科、リハビリテーション科  
麻酔科、泌尿器科、整形外科、耳鼻咽喉科 入院設備:有り

### ③医療機関 病院名:馬場病院

所在地:広島県竹原市下野町1744 電話番号:0846-22-2071  
診療科:外科、整形外科、内科、心療内科、リハビリ科、循環器内科 入院設備:有り

### ④歯科 病院名:大田歯科医院

所在地:広島県竹原市竹原町下新開3511-7 電話番号:0846-22-0879

## 1.2 事故発生時における対応方法

○サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかにお客様の後見人及び家族並びに保険者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○前項において、事故によりお客様又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

○前項の場合において、当該事故発生につきお客様に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

○事故発生時には、内容を所定の様式に記録して台帳に2年間保存します。再発防止策を作成します。

## 1.3 施設の利用にあたっての留意事項

### ○来訪・面会

・面会時間 08:30～20:00

・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。

・来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。

### ○外出・外泊

・外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。

### ○居室・設備・器具の利用

・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。

・これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

### ○喫煙

・決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

### ○迷惑行為等

・騒音等他のお客様の迷惑になる行為はご遠慮ください。

・また、むやみに他のお客様の居室等に立ち入らないでください。

### ○所持金品の管理

・所持金品は、自己の責任で管理してください。

### ○宗教活動・政治活動

・施設内での他のお客様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

### ○動物飼育

・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

説明者 住 所 広島県竹原市中央三丁目10番14号  
法 人 名 社会福祉法人 仁 寿 会  
施 設 名 特別養護老人ホームハートフル竹原中央  
事業所番号 3470700414  
職 名 生活相談員  
氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けサービスの提供に同意しました。

令和 年 月 日

お客様 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人（選任した場合）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_